

地域医療連携推進法人の認定等について

令和4年9月12日

新潟県福祉保健部

県央構想区域の医療再編に向けた地域医療連携推進法人の設立について

1 法人設立の趣旨

燕労災病院と三条総合病院の再編統合、県央基幹病院の開院準備を円滑に進めるため、統合前から両病院相互の機能分担及び業務連携を推進していくとともに、県央構想区域において質の高い医療提供体制を構築する。

2 法人の概要

(1) 法人の名称

一般社団法人にいがた県央医療連携推進機構

(2) 医療連携推進区域

県央構想区域（三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村）

(3) 参加法人

新潟県、一般財団法人新潟県地域医療推進機構、新潟県厚生農業協同組合連合会
（参加病院：県立燕労災病院、厚生連三条総合病院）

(4) 法人構成（役員）

代表理事：塚田芳久（県立新発田病院参与）

理事：宮澤健太郎（県福祉保健部副部長、県地域医療推進機構専務理事）

田中納次（新潟県厚生農業協同組合会代表理事理事長）

遠藤直人（県立燕労災病院長、県福祉保健部参与）

岩渕洋一（厚生連三条総合病院長）

監事：菊池雅明（県福祉保健部地域医療政策課長）

(5) 地域医療連携推進評議会

構成：松本晴樹（新潟県福祉保健部長）

染矢俊幸（新潟大学医学部長）

反田篤志（医師・コンサルタント）

後藤 励（慶應義塾大学経営管理研究科教授）

田中吉明（三条市医師会長）

鈴木幸雄（三条地域振興局健康福祉環境部長）

3 医療連携推進業務

○診療連携

○人材確保に関する事業

○人事交流・育成に関する事業

○その他、地域医療連携推進事業に関する事業

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

新潟県県央構想区域（三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村）

2 参加法人

新潟県、一般財団法人新潟県地域医療推進機構、新潟県厚生農業協同組合連合会
（参加病院：県立燕労災病院、厚生連三条総合病院）

3 理念・運営方針

（理念）

燕労災病院と三条総合病院の円滑な再編統合にあたり、両病院スタッフを互いに尊重しながら県央基幹病院において自らの役割が発揮できる体制を構築し、統合前から両病院相互の機能分担及び業務の連携を推進していくとともに、地域がひとつの病院のように県央圏域全体での医療の質向上を図る。

（運営方針）

- 県央基幹病院の基本方針の実現を目指し、診療や教育研修等、業務連携を推進し、開院に向けて両病院で医療機能を拡充していく。
- 医療スタッフがやりがいを持って働くことができる環境づくりを進める。
- 地域密着型病院と連携し、急性期から回復期、慢性期までシームレスな医療体制をつくる。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 再編統合までの県央医療圏の医療機能の維持・拡充

両病院が有する医療機能を活用しながら、救急医療体制をはじめとする県央基幹病院の診療体制構築に向けた検討、相互補完による診療を行う。

(2) 新病院に向けた人材確保

医師、看護師の確保策検討と確保活動を進め、県央基幹病院開院に向けた体制を整備する。

(3) 人材交流・育成

各種研修を共同で実施するなど、医療スタッフの人事交流を行うことにより、統合病院職員のレベルアップを図るとともに職員の融和、一体感を高める。

県央基幹病院が重点とするE R救急や感染症医療等の専門医療において円滑な運営が可能となるよう、職員のスキル向上のための先進病院等への派遣研修を実施する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

なし

一般社団法人にいがた県央医療連携推進機構 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人にいがた県央医療連携推進機構と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を新潟県新潟市中央区新光町4番地1に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、新潟県立燕労災病院と新潟県厚生農業協同組合連合会三条総合病院(以下、両病院という。)の円滑な再編統合にあたり、両病院スタッフを互いに尊重しながら県央基幹病院において自らの役割が発揮できる体制を構築し、統合前から両病院相互の機能分担及び業務の連携を推進していくとともに、地域がひとつの病院のように県央圏域全体での医療の質向上を図ることを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、新潟県県央構想区域(三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村)とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療連携
- (2) 人材確保に関する事業
- (3) 人材交流・育成に関する事業
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

(医療連携推進方針の遵守)

第6条 本法人は、医療法第70条に定める医療連携推進方針を定め、これを遵守しなければならない。

第3章 基金

(基金)

第7条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第4章 社員

(法人の構成員)

第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1)又は(2)の法人のうち、医療法第70条第1項の参加法人(以下「参加法人」という。)になることを希望しない法人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第9条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 3 以下の者については、社員としない。
 - (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
 - (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
 - (5) 前各号に掲げる者に類する者

(経費の負担)

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(法人社員の責務)

第11条 第8条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(任意退社)

第12条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決等)

第 22 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）所定の電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が、社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、

その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員)

第 25 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員の子族等の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。なお、代表理事をもって理事長とする。

4 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。

5 以下の者については、役員としない。

(1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の子族等若しくは三親等以内の子族

(2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の子族

(3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類する者

(役員の子族及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

る。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 31 条 本法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 7 章 理事会

(設置)

第 32 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

2 代表理事の選定及び解職は、医療法第 70 条の 8 第 3 項に規定する都道府県知事(以下、「認定都道府県知事」という。)の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときは又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 39 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、6 人以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 40 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 11 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 41 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 42 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第 43 条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の資産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第 44 条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 不動産
- (2) 基金

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第 45 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本法人は、毎事業年度終了後 2 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表(以下「事業報告書等」という。)

を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。
- 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 本法人の理事は、前項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。
- 7 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 8 第6項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 9 本法人の理事は、第6項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。
- 10 第8項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（閲覧）

第48条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款

(2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

（認定都道府県知事への届出）

第49条 本法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。

（剰余金の不分配）

第50条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第 51 条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 2 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。
- 3 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 第 3 条の目的を達成したとき
 - (2) 目的たる業務の成功の不能
 - (3) 社員総会の決議
 - (4) 社員の欠亡
 - (5) 破産手続開始の決定
- 2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 3 号の社員総会の決議をすることができない。
 - 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。

(清算)

第 54 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の決議によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
 - (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 か月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は

社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雑則

(雑則)

第 58 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

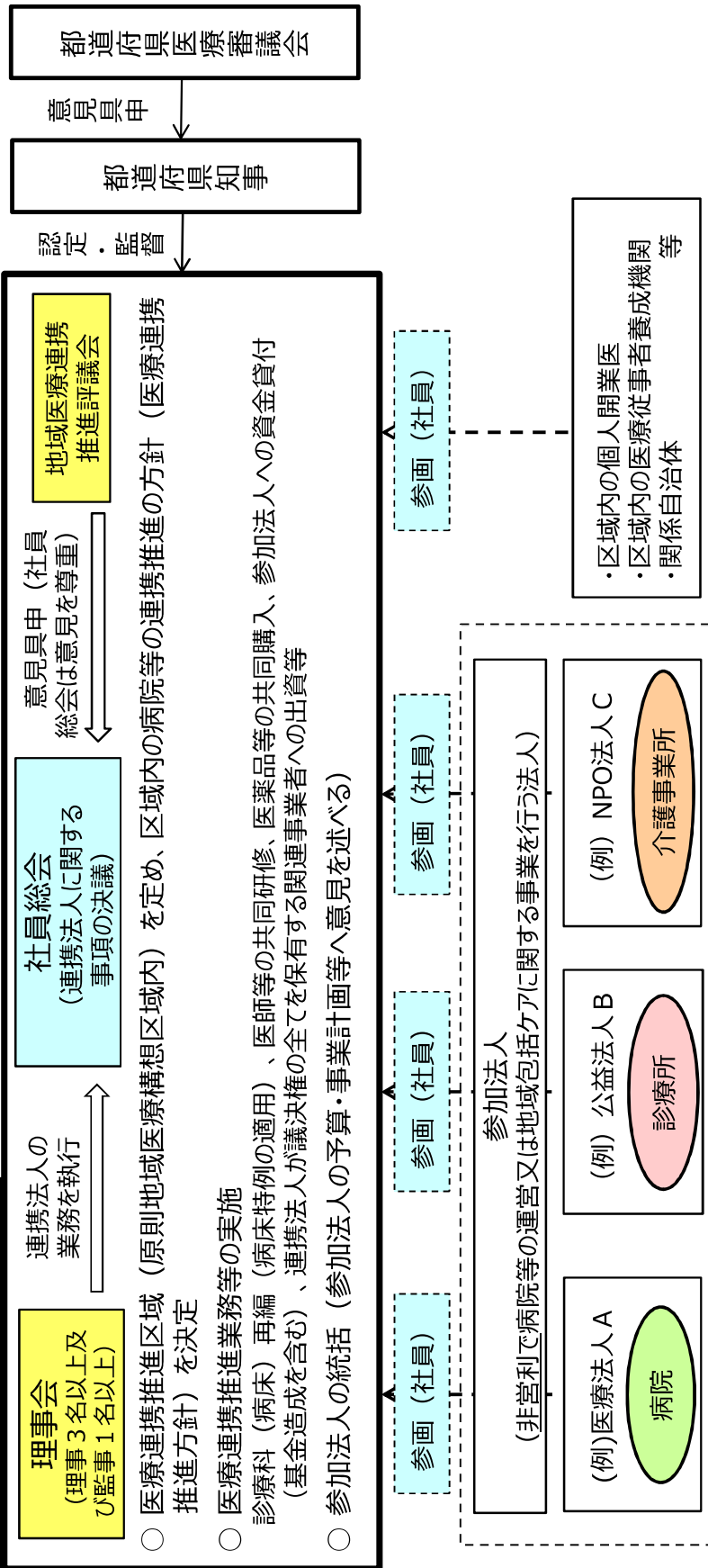
附則

- 1 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1 一般財団法人新潟県地域医療推進機構
新潟県新潟市中央区東中通一番町 86 番地 109 新潟県厚生農業協同組合連合会
- 3 本法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
代表理事 塚田芳久
理事 塚田芳久
宮澤健太郎
田中納次
遠藤直人
岩渕洋一
監事 菊池雅明
- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

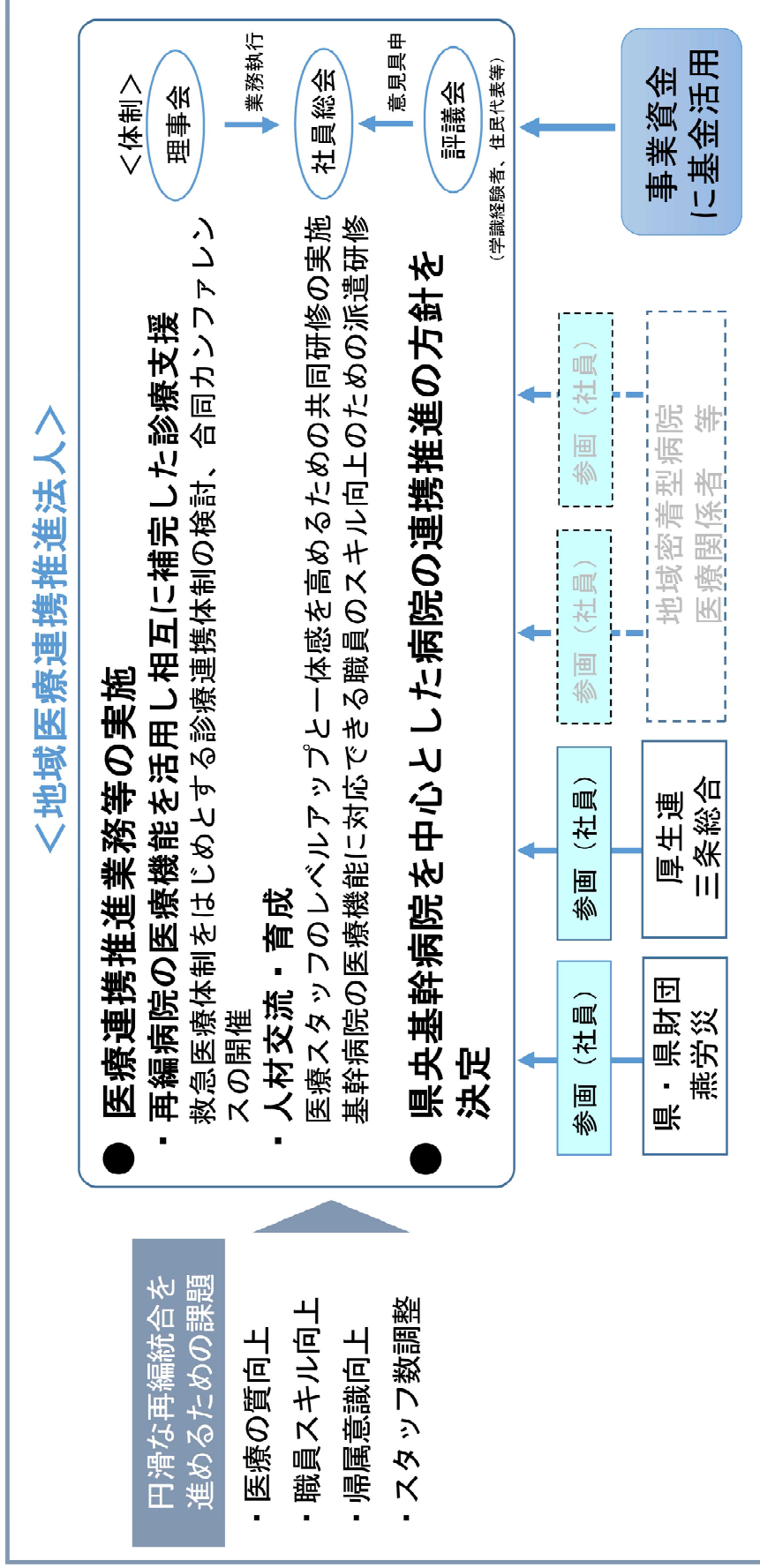
地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

県中央医療圏の医療再編に向けた地域医療連携推進法人の設立

- 再編統合病院の燕労災を中心に、県内初となる地域医療連携推進法人を設立
- 基幹病院への円滑な移行、再編後の医療提供体制の構築に向けて一体的に取り組む



円滑な再編統合を進めるための課題

- ・ 医療の質向上
- ・ 職員スキル向上
- ・ 帰属意識向上
- ・ スタッフ数調整

※地域医療連携推進法人制度（医療法第70条）

- ・ 医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての新たな法人の認定制度
- ・ 複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人認定申請等の審査表
(一般社団法人にいがた県中央医療連携推進機構)

1 地域医療連携推進法人の認定（医療法第70条の3）

- ・医療法第70条の3第1項第1号から第20号に掲げる基準を満たすこと。
- ・医療法第70条の4に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(1) 運営に関する事項（医療法第70条の3第1項第1号～第4号）

認定基準	審査内容	適否
1 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること（事業比率50%超）。	事業比率の見込み：99.5%	適
2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。	<p>(経理的基礎)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務基盤の明確化について 参加法人からの会費収入のほか、地域連携推進法人立ち上げ時（設立前後3年間）は地域医療介護総合確保基金を活用する。 ・経理処理・財産管理の適正性について 地域医療連携推進法人会計基準に従い、関係規程を法人内に整備し、各会計伝票の適正な処理に努め、これを編纂した会計帳簿を主たる事務所において保管する。決算、事業報告書等の作成・提出においても医療法等の定めるところにより、執行する。 <p>(技術的能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について 参加病院に医師、看護師、薬剤師等、医療スタッフが600人以上おり、共同研修や人材交流、人材確保活動など、業務実施のための技術、専門的人材を参加法人内のスタッフで確保している。参加病院の設備のほか、新病院に向けた設備・整備を進めている。 	適
3 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと。	利益の供与なし	適
4 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと。	医療連携推進業務のみを行う（定款第5条）。	適

(2) 医療連携推進方針（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 5 号）

認定基準	審査内容	適否
必要事項を医療連携推進方針に記載していること。 ・医療連携推進区域 ・参加法人が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ・当該事項の目標に関する事項 ・運営方針・参加法人に関する事項	医療連携推進方針にすべて記載されている。	適

(3) 定款に定めるべき事項（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 6 号、第 7 号、第 9 号、第 12 号、第 14 号～19 号）

認定基準	審査内容	適否
1 医療連携推進区域を定めていること。	定款第 4 条において定めている。	適
2 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限ること。	定款第 8 条において定めている。	適
3 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。	付していない（定款第 9 条、定款第 12 条～第 14 条）。	適
4 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としないこと。	定款第 9 条（社員）、第 26 条（役員）において定めている。	適
5 代表理事を 1 人置いていること。	定款第 25 条において定めている。	適
6 理事会を置いていること。	定款第 32 条において定めている。	適
7 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置くこと。 ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること。 ・法人に対し、必要な意見を述べるができること。 ・業務の実施状況について評価を行い、社員総会及び理事会において意見を述べるができること。	定款第 39 条、第 40 条において定めている。	適
8 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、法人に意見を求めなければならないこと	定款第 11 条において定めている。	適
9 認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与すること	定款第 55 条において定めている。	適
10 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させること。	定款第 56 条において定めている。	適

(4) 議決権に関する事項（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 8 号、第 10 号、第 11 号）

認定基準	審査内容	適否
1 病院等を開設する参加法人の数が 2 以上であり、病院等を開設する議決権の合計が介護事業に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。	【表】のとおり	適
2 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。		適
3 社員は、各 1 個の議決権を有するものであること。	定款第 20 条において定めている。	適

【表】

区 分	議決権数
病院等を開設する参加法人 ①	2
介護施設等を開設する参加法人 ②	0
その他の社員 ③	1
総議決数（①～③の合計） A	3
参加法人の議決権の構成割合（第 8 号）	① > ②
参加法人の議決権の構成割合（第 11 号）	(①+②/A) > 0.5

(5) 役員に関する事項（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 13 号）

認定基準	審査内容	適否
1 理事 3 人以上、監事 1 人以上であること。	理事 5 人、監事 1 人	適
2 本人、配偶者、三親等以内の姻族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員 3 分の 1 を超えて含まれないこと。	本人のみ（親族関係を有する者なし）	適
3 理事のうち 1 少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。	医師 3 人が理事となっている。	適

(6) 欠格事由（医療法第70条の4）

区 分	審査内容	適否
次の欠格事由に該当しないこと。		適
1 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無		適
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無	
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無	
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者	無	
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無	
2 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無	適
3 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無	適

2 代表理事の選定認可（医療法第70条の19）

(1) 代表理事の氏名

塚田 芳久

(2) 選定の理由

県の地域医療構想アドバイザーであり、県央地域の医療再編と県央基幹病院整備の協議にも参画されてきたことから、医療機関間の機能分担や業務連携を推進し、地域医療構想の達成に向けた当地域医療連携推進法人の取組を進めていく上で適任であるため

【参考】

地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定認可に係る医療法の規定

[医療法（抜粋）]

（認定）

第70条 次に掲げる法人（営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。

- 一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人
 - 二 医療連携推進区域において、介護事業（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。）その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において同じ。）の構築に資する事業（以下この章において「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人
- 2** 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。
- 一 医療従事者の資質の向上を図るための研修
 - 二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給
 - 三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

第70条の2 前条第一項の認定（以下この章において「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

- 2** 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 医療連携推進区域
 - 二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等（第四項及び第七十条の十一において「参加病院等」という。）相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

- 3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。
- 4 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等（参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第七十条の十一において同じ。）相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。
- 5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行うべき都道府県知事を定めなければならない。この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

- 一 医療連携推進業務（第七十条第二項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。
- 六 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- 七 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。
- 八 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであることその他の参加法人の構成が第七十条第一項に規定する目的（次号及び第十号イにおいて「医療連携推進目的」という。）に照らし、相当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
- 九 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

- 十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十二 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としない旨を定款で定めているものであること。
- 十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。
- ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。
- ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。
- 十四 代表理事を一人置いているものであること。
- 十五 理事会を置いているものであること。
- 十六 次に掲げる要件を満たす評議会（第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。
- イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。
- ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ハ 前条第二項第三号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。
- 十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- イ 予算の決定又は変更

- ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
 - ハ 重要な資産の処分
 - ニ 事業計画の決定又は変更
 - ホ 定款又は寄附行為の変更
 - ヘ 合併又は分割
 - ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散
- 十八 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- 十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。
- 2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

（欠格事由）

第70条の4 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

- 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 地域医療連携推進法人（次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二

- 条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）
- 二 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（代表理事の選定）

第70条の19 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、または認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。